

44. 単回使用内視鏡処置用能動器具基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
単回使用電気手術向け内視鏡用スネア	JIS T 1553 光学及び光学器械－ 医用内視鏡及び内視鏡用附属品： 一般的要求事項 JIT T 0601-2-18 医用電気機器－ 第2部：安全に関する一般的要求事 項－第18節：－内視鏡機器の安全 に関する個別要求事項	エネルギー源に接続する機器で、内視鏡 的に組織の切断、切除、切開、焼灼、止 血、凝固、蒸散、剥離等をするもので、単 回使用のものであること。
単回使用一般高周波処置用内視鏡能動器具		

45. 硬性レゼクトスコープ基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
硬性レゼクトスコープ	JIS T 1553 光学及び光学器械－ 医用内視鏡及び内視鏡用附属品： 一般的要求事項 JIT T 0601-2-18 医用電気機器－ 第2部：安全に関する一般的要求事 項－第18節：－内視鏡機器の安全 に関する個別要求事項	エネルギー源に接続する機器で尿道又 は膀胱内に挿入し、前立腺又は膀胱の 観察、診断、撮影、及び組織を切開、切 除、蒸散、剥離、止血又は凝固等の処置 をするための画像と、切開、切除、蒸散、 剥離、止血又は凝固等の処置手段を提 供することであること。

46. 硬性ヒステロレゼクトスコープ基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
硬性ヒステロレゼクトスコープ	JIS T 1553 光学及び光学器械－ 医用内視鏡及び内視鏡用附属品： 一般的要求事項 JIT T 0601-2-18 医用電気機器－ 第2部：安全に関する一般的要求事 項－第18節：－内視鏡機器の安全 に関する個別要求事項	エネルギー源に接続する機器で子宮内 に挿入し、子宮内の観察、診断、撮影、 及び組織を切開、切除、蒸散、剥離、止 血又は凝固等の処置をするための画像 と、切開、切除、蒸散、剥離、止血又は凝 固等の処置手段を提供することであるこ と。

47. 超音波内視鏡基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
超音波軟性腹腔鏡	JIS T 1553 光学及び光学器械－ 医用内視鏡及び内視鏡用附属品： 一般的要求事項 JIT T 0601-2-18 医用電気機器－ 第2部：安全に関する一般的要求事 項－第18節：－内視鏡機器の安全 に関する個別要求事項	体内、管腔、体腔、又は体内腔に挿入 し、体内、管腔、体腔、又は体内腔の観 察、診断、撮影、又は治療のための画像 を提供すると共に、超音波を用いて体内 の形状、性状又は動態を可視化し超音 波検査を行うことであること。
超音波軟性胃十二指腸鏡		
超音波硬性腹腔鏡		
超音波軟性十二指腸鏡		
超音波軟性大腸鏡		
超音波軟性気管支鏡		

48. 超音波内視鏡観測システム基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
超音波内視鏡観測システム	JIS T 1553 光学及び光学器械－ 医用内視鏡及び内視鏡用附属品： 一般的要求事項 JIT T 0601-2-18 医用電気機器－ 第2部：安全に関する一般的要求事 項－第18節：－内視鏡機器の安全 に関する個別要求事項	体内、管腔、体腔、又は体内腔に挿入 し、体内、管腔、体腔、又は体内腔の観 察、診断、撮影、又は治療のための画像 を提供すると共に、超音波を用いて体内 の形状、性状又は動態を可視化し超音 波検査を行うこと

49. 義歯床用軟質裏装材基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
義歯床用軟質裏装材	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	義歯床粘膜面の軟質裏装(弾性裏装を除く。)に用いるもの

50. 暫間義歯床用レジン基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
暫間義歯床用レジン	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	治療用複製義歯、暫間義歯などの作製に用いるもの

51. 義歯床補修用レジン基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
義歯床補修用レジン	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	義歯床の裏装、改床又は補修に用いるものであること。

52. 歯科用陶材基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用陶材	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	歯科用陶材製の修復物を作製するために用いるもの(歯科メタルセラミック修復用陶材を除く。)であること。

53. 歯科鑄造用セラミックス基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科鑄造用セラミックス	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	鑄型に注入し、成形することによって、歯科セラミックス製修復物を作製するために用いるものであること。

54. 歯科射出成型用セラミックス基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科射出成型用セラミックス	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	射出成形法によって、歯科セラミックス修復物を作製するために用いるものであること。

55. 歯科切削加工用セラミックス基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科切削加工用セラミックス	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	歯科用CAD/CAM装置によって、歯科セラミックス製補綴物作製に用いるものであること。

56. 歯科用暫間被覆冠成形品基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用暫間被覆冠成形品	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	支台歯などに被覆する歯冠成形品で、暫間的に用いるものであること。

57. 高分子系歯冠用着色材基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
高分子系歯冠用着色材料	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	高分子系材料で高分子系歯冠修復物の色調調整に用いるものであること。 高分子系歯冠修復物の色調調整に用いるものである。

58. 歯科用被覆冠成形品基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用被覆冠成形品	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	支台歯などに被覆する歯冠成形品として用いるもの(暫間的に用いるものを除く。)であること。

59. 歯科切削加工用レジン材料基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科切削加工用レジン材料	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	歯科用CAD/CAM装置によって、歯科高分子製補綴物作製に用いるものであること。

60. 歯科接着用レジンセメント基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科接着用レジンセメント	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	歯科修復物・歯科修復材・歯科装置・口腔内硬組織のいずれかの相互間の接着に用いるものであること。

61. 高分子系ブラケット接着材及び歯面調整材基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
高分子系ブラケット接着材及び歯面調整材	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価－第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価－歯科材料の試験方法	歯列矯正用ブラケット又はバンドの歯牙若しくは歯科修復物への合着又は接着に用いるものであること。

62. 歯科高分子系接着材基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科高分子系接着材	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価－第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価－歯科材料の試験方法	歯の窩洞・根管・欠損又は歯科修復物への歯科修復材の接着に用いるものであること。

63. 歯科用象牙質接着材基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用象牙質接着材	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価－第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価－歯科材料の試験方法	象牙質を含む窩洞・欠損への接着に用いるものであること。

64. 歯科充填用アクリル系レジン基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科充填用アクリル系レジン	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価－第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価－歯科材料の試験方法	口腔内での歯の窩洞・欠損の充填(成形修復)又は人工歯冠の補修に用いるものであること。

65. 歯科用コンポジットレジンセメント基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用コンポジットレジンセメント	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価－第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価－歯科材料の試験方法	歯科修復物・歯科修復材・歯科装置・口腔内硬組織のいずれかの相互間の合着に用いるものであること。

66. 歯科間接修復用コンポジットレジン基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科間接修復用コンポジットレジン	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価－第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価－歯科材料の試験方法	歯の窩洞・欠損上又はその模型上で予備硬化後、口腔外にて最終硬化させて修復物として用いるものであること。

67. 歯科セラミックス用接着材料基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科セラミックス用接着材料	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	歯科用セラミックスで作製した歯科修復物若しくは装置の接着に用いるものであること。

68. 歯科レジン用接着材料基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科レジン用接着材料	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	レジン系修復物又はレジン系矯正用ブラケットの接着に用いるものであること。

69. 歯科用エッチング材基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用エッチング材	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	歯又は歯科修復物のエッチング(技工専用を除く。)に用いるものであること。

70. 歯科金属用接着材料基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科金属用接着材料	JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部:評価及び試験 JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法	金属製修復物又は装置の接着に用いるものであること。

71. アクリル系レジン歯基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
アクリル系レジン歯	JIS T 6506 レジン歯	義歯に植立するアクリル系レジン製の既製人工歯であること。

72. 歯科用インプレッションコンパウンド基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用インプレッションコンパウンド	JIS T 6504 歯科用インプレッションコンパウンド	口腔内の印象採得及び他の印象材を保持するトレーの作製に用いるものであること。

73. アクリル系歯冠用レジン基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
アクリル系歯冠用レジン	JIS T 6518 アクリル系歯冠用レジン	歯の形状に築盛又は成形修復、若しくは人工歯冠を修復するものであること。 歯の形状に築盛若しくは成形修復、又は口腔内外で人工歯冠を修復するものである。

74. 歯冠用硬質レジン基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯冠用硬質レジン	JIS T 6517 歯冠用硬質レジン	前装冠、ジャケット冠及びブリッジによる歯冠修復又は暫間被覆冠等の製作に用いるものであること。 前装冠、ジャケット冠及びブリッジによる歯冠修復若しくは暫間被覆冠等の製作、又は口腔内外での人工歯冠の補修に用いるものである。

75. 義歯床用短期弾性裏装材基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
義歯床用短期弾性裏装材	JIS T 6519 義歯床用短期弾性裏装材	義歯床の粘膜面に短期間用いる弾性裏装材であること。

76. 義歯床用長期弾性裏装材基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
義歯床用長期弾性裏装材	JIS T 6520 義歯床用長期弾性裏装材	義歯床の粘膜面に比較的長期間用いる弾性裏装材であること。

77. 歯科充填用コンポジットレジン基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科充填用コンポジットレジン	JIS T 6514 歯科充てん(填)用コンポジットレジン	口腔内での歯の高洞・欠損の成形修復(根管内への適用を除く。)又は人工歯冠の補修に用いるものであること。

78. 歯科用テンポラリーストッピング基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用テンポラリーストッピング	JIS T 6507 歯科用テンポラリーストッピング	治療中の歯の一時的な暫間修復に用いるものであること。

79. 歯科用根管充填ポイント基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用根管充填ポイント	JIS T 6515 歯科用根管充てん(填)ポイント	歯の根管の充填に用いるものであること。
歯科用根管充填固状材料		

80. 歯科メタルセラミック修復用陶材基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科メタルセラミック修復用陶材	JIS T 6516 歯科金属焼付用陶材	主として歯科メタルセラミック修復物の作製に用いるものであること。

81. 義歯床用アクリル系レジン基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
義歯床用アクリル系レジン	JIS T 6501 義歯床用アクリル系レジン	使用目的、効能又は効果は、主に義歯床の作製に用いるものであること。

82. 歯科用アルギン酸塩印象材基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用アルギン酸塩印象材	JIS T 6505 歯科用アルギン酸塩印象材	口腔内の印象採得に用いるものであること。

83. 歯科用ゴム質弾性印象材基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用ポリエーテル印象材	JIS T 6513 歯科用ゴム質弾性印象材	口腔内の印象採得に用いるものであること。
歯科用ポリサルファイド印象材		
歯科用シリコーン印象材		

84. 陶歯基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
陶歯	JIS T 6511 義歯床用陶歯	義歯に植立するセラミック製の既製人工歯であること。

85. 歯科用寒天印象材基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用寒天印象材	JIS T 6512 歯科用寒天印象材	口腔内の印象採得に用いるものであること。

86. 歯科用ポリカルボキシレートセメント基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用ポリカルボキシレートセメント	歯科用ウォーターベースセメント—第1部:粉液型酸-塩基セメント	歯科修復物又は装置を口腔内硬組織又は装置に密着させるための合着材、修復時の裏層材及び裏装材として用いるものであること。

87. 歯科合着用グラスポリアルケノエートセメント基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科合着用グラスポリアルケノエートセメント	歯科用ウォーターベースセメント—第1部:粉液型酸-塩基セメント	歯科修復物又は装置を口腔内硬組織又は装置に密着させるための合着材として用いるものであること。

88. 歯科用けいりん酸セメント基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用けいりん酸セメント	歯科用ウォーターベースセメント—第1部:粉液型酸-塩基セメント	口腔内での歯の窩洞・欠損の暫間充填又は歯科修復物の合着に用いるものであること。

89. 歯科用けい酸塩セメント基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用けい酸塩セメント	歯科用ウォーターベースセメント—第1部:粉液型酸-塩基セメント	口腔内での歯の窩洞・欠損の充填(成形修復)又は人工歯冠の補修に用いるものであること。

90. 歯科支台築造用ガラスポリアルケノエートセメント基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科支台築造用ガラスポリアルケノエートセメント	歯科用ウォーターベースセメントー第1部:粉液型酸-塩基セメント	歯科の支台築造に用いるものであること。

91. 歯科用りん酸亜鉛セメント基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用りん酸亜鉛セメント	歯科用ウォーターベースセメントー第1部:粉液型酸-塩基セメント	歯科修復物又は装置を口腔内硬組織又は装置に密着させるための合着材、修復時の裏層材及び裏装材として用いるものであること。

92. 歯科充填用ガラスポリアルケノエートセメント基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科充填用ガラスポリアルケノエートセメント	歯科用ウォーターベースセメントー第1部:粉液型酸-塩基セメント	口腔内での歯の窩洞・欠損の充填(成形修復)又は人工歯冠の補修に用いるものであること。

93. 歯科裏層用ガラスポリアルケノエートセメント基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科裏層用ガラスポリアルケノエートセメント	歯科用ウォーターベースセメントー第1部:粉液型酸-塩基セメント	口腔内硬組織の裏層材及び/又は裏装材として用いるものであること。

94. 歯科鑄造用14カラット金合金基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科鑄造用14カラット金合金	JIS T 6113 歯科鑄造用14カラット金合金	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いるものであること。

95. 歯科用金ろう基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用金ろう	JIS T 6117 歯科用金ろう	歯科修復物、補綴物又は装置をろう付けするものであること。

96. 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科非鑄造用金銀パラジウム合金	JIS T 6105 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いるものであること。

97. 歯科鑄造用金銀パラジウム合金基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科鑄造用金銀パラジウム合金	JIS T 6106 歯科鑄造用金銀パラジウム合金	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いるものであること。

98. 歯科用金銀パラジウム合金ろう基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用金銀パラジウム合金ろう	JIS T 6107 歯科用金銀パラジウム合金ろう	歯科修復物、補綴物又は装置をろう付けするものであること。

99. 歯科鑄造用銀合金基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科鑄造用銀合金第1種	JIS T 6108 歯科鑄造用銀合金	歯科修復物、補綴物又は装置を作製するものであること。
歯科鑄造用銀合金第2種		

100. 歯科鑄造用14カラット金合金向けプラズメタル基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科鑄造用14カラット金合金向けプラズメタル	JIS T 6114 歯科鑄造用14カラット金合金用プラズメタル	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いる鑄造用14カラット金合金を作製するために純金に添加するものであること。

101. 歯科メタルセラミック修復用貴金属材料基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科メタルセラミック修復用貴金属材料	JIS T 6118 歯科鑄造用陶材焼付貴金属合金	歯科メタルセラミック修復物、補綴物又は装置の作製に用いるものであること。

102. 歯科鑄造用金合金基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科鑄造用金合金	JIS T 6116 歯科鑄造用金合金	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いるものであること。

103. 歯科鑄造用低カラット金合金基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科鑄造用低カラット金合金	JIS T 6122 貴金属含有量が25%以上75%未満の歯科鑄造用合金	歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いるものであること。

104. 歯科用銀ろう基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用銀ろう	JIS T 6111 歯科用銀ろう	歯科補綴物又は装置をろう付けするものであること。

105. 歯科アマルガム用合金基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科アマルガム用合金	JIS T 6109 歯科アマルガム用合金	歯科用水銀と練和して、歯の窩洞の充填に用いるものであること。

106. 歯科用水銀基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用水銀	JIS T 6112 歯科用水銀	歯科アマルガム用合金と練和して、歯の窩洞の充填に用いるものであること。

107. 歯科鑄造用コバルト・クロム合金基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科鑄造用コバルト・クロム合金	JIS T 6115 歯科鑄造用コバルトクロム合金	歯科修復物、補綴物又は装置を作製するものであること。

108. 歯科用コバルト・クロム合金線基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用コバルト・クロム合金線	JIS T 6104 歯科用コバルトクロム合金線	歯科補綴物又は矯正用等の装置を作製するものであること。

109. 歯科用ニッケル・クロム合金板基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用ニッケル・クロム合金板	JIS T 6102 歯科用ニッケルクロム合金板	歯科補綴物又は装置の作製に用いるものであること。

110. 歯科用ニッケル・クロム合金線基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用ニッケル・クロム合金線	JIS T 6101 歯科用ニッケルクロム合金線	歯科補綴物又は矯正用等の装置を作製するものであること。

111. 歯科用ステンレス鋼線基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科用ステンレス鋼線	JIS T 6103 歯科用ステンレス鋼線	歯科補綴物又は矯正用等の装置を作製するものであること。

112. 歯科メタルセラミック修復用金属材料基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
歯科メタルセラミック修復用金属材料	JIS T 6121 歯科メタルセラミック修復用非金属材料	歯科修復物、補綴物又は装置を作製するものであること。

113. 家庭用電気磁気治療器基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
家庭用電気磁気治療器	JIS T 2006 家庭用電気磁気治療器	装着部位のこり及び血行の改善とし、一般家庭で使用する機器であること。

114. 家庭用電位治療器基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
家庭用電位治療器	JIS T 2003 家庭用電気治療器	頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解とし、一般家庭で使用する機器である。

115. 家庭用低周波治療器基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
家庭用低周波治療器	JIS T 2003 家庭用電気治療器	肩こりの緩解、麻痺した筋肉の萎縮の予防及びマッサージ効果とし、一般家庭で使用する機器であること。

116. 家庭用超短波治療器基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
家庭用超短波治療器	JIS T 2003 家庭用電気治療器	超短波による局所の温熱効果とし、一般家庭で使用する機器であること。

117. 家庭用赤外線治療器基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
家庭用赤外線治療器基準	JIS T 2001 家庭用紫外線及び赤外線治療器	赤外線加熱による温熱効果とし、一般家庭で使用する機器であること。

118. 家庭用治療浴装置基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
家庭用超音波気泡浴装置	JIS T 2005 家庭用治療浴装置	温水流や気泡によるマッサージ効果、温熱効果とし、一般家庭で使用する機器であること。
家庭用気泡浴装置		
家庭用過流浴装置		

119. 家庭用紫外線治療器基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
家庭用紫外線治療器	JIS T 2001 家庭用紫外線及び赤外線治療器	水虫及びわきがの軽減とし、一般家庭で使用する機器であること。

120. 家庭用指圧代用器基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
家庭用温熱式指圧代用器	JIS T 2002 家庭用マッサージ器及び指圧代用器	指圧の代用とし、一般家庭で使用する機器であること。
家庭用ローラー式指圧代用器		
家庭用エア式指圧代用器		

121. 家庭用永久磁石磁気治療器基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
家庭用永久磁石磁気治療器	JIS T 2007 家庭用永久磁石磁気治療器	装着部位のこり及び血行の改善とし、一般家庭で使用する機器であること。

122. 家庭用マッサージ器基準

新一般的名称	引用するJIS規格	認められる使用目的、効能又は効果
家庭用電気マッサージ器	JIS T 2002 家庭用マッサージ器及び指圧代用器	あんま、マッサージの代用とし、一般家庭で使用する機器であること。
家庭用エアマッサージ器		
家庭用吸引マッサージ器		
針付きバイブレータ		